

「主体的に生きる子供を育てる小学校における主権者教育」

—小学校道徳科「ぶらんこ復活」の実践を通して—

Voter education in primary schools for nurturing children living proactively
—based on the experience of teaching “The Return of the Swing”

今村 信哉

Shinya IMAMURA

概要

選挙権年齢が18歳に引き下げられた影響もあり、選挙が近づく度に「主権者教育」の必要性が語られることが多い。しかし、平和で民主的な国家の形成者として必要な資質である主権者意識や主権者として判断する力等は小学校段階から身に付けるべきものとする。そこで、本論文では、小学校の主権者教育はどうあるべきかを具体的な実践事例から明らかにしようとしたものである。

主権者教育の実践の多くは高等学校で行われている。また、校種を問わずに社会科で実践されていることが多い。知識・理解は社会科で学ぶべき事ではあるが、「主権者」として必要な判断力、実際に行動する力は教育課程上、道徳と特別活動で培われるものである。ここでは、道徳に焦点を置き、「ぶらんこ復活」(わたしたちの道徳3・4年生：文部科学省)の実践を元に法教育の視点も入れて「主体的に生きる子供を育てる主権者教育」の在り方を論じている。

キーワード：主権者教育， 特別の教科道徳， 小学校， 法教育， 教育課程， ぶらんこ復活， 私たちの道徳

Abstract

With the voting age lowered to 18, there is frequent discussion of voter education every time an election draws near. However, it would seem preferable that pupils begin to acquire from primary school the various capacities required to make judgments as a voter, as a participant in sovereignty, that would enable them to become contributors to a peaceful and democratic state. In this paper, therefore, I have undertaken to demonstrate from concrete and practical examples, how voter education should be handled from a primary school level.

Implementation of voter education is usually handled in high school. Further, regardless of the kind of school, it is usually carried out in social studies classes. Certainly knowledge and understanding should be acquired in social studies courses. However, the capacity to make judgments as a person who shares in sovereignty and the capacity to take actions are rather cultivated in courses on morality and in extra-curricular activities. In this paper, based on the experience of teaching “The Return of the Swing” (Education Department textbook Our Morality, third and fourth years), I focus on courses on morality and discuss voter education in primary schools as a means of educating children to live proactively.

Keywords: Sovereign education, Special subject Morality, Primary school, Law-Related Education, The Return of the Swing, Our Morality

1. 研究の目的

選挙権年齢を18歳に引き下げるところから高まった「主権者教育」。その流れからは当然「高校生対象」でかつ「模擬選挙」などの選挙に直結する実践が多くなる。しかし、主権者教育は「社会が大きく変化し、先行きの予測が困難である時代」に生きる子供たちに「未来を切り拓く力」を付ける為の教育であるべきだと考える。その為には小学校から身に付けておくべきことはあるはずである。本研究では小学校における「主権者教育」の在り方について「道徳科」での実践を中心に明らかにしていきたい。

1.1 主権者教育のねらい

社会が先行き不透明であるということは、社会の進む方向が分からず、これまでの知識や理解がそのままでは通用しなくなるということを意味する。そのような社会で社会を構成する主権者たる国民として必要な力は新たに出てくる課題に対して「自らの問題意識に基づき、問題解決に必要な情報を集めて判断し、他者と連携してその問題解決の為に行動する力」であると考え。そして、その力を「主権者教育」で付けていきたい。

1.2 主権者教育の背景と本研究の意味

選挙権年齢を18歳以上に引き下げることなどを内容とする「公職選挙法等の一部を改正する法律」(平成27年6月17日)の成立をきっかけに「主権者教育」の必要性が盛んに言われるようになった。イギリス、フランス、アメリカ合衆国では「シチズンシップ教育」として民主主義、政治的判断力・行動力等を子供たちに付ける為の教育を行っている。日本においてはこれまで社会科等で民主主義や政治について教えてきたが、知識理解が中心となり判断力や行動力を付けるところまでには至っていなかった。その様な状況下で選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたのである。その際、参議院で次のような付帯決議がなされた。

「本法により新たに有権者となる若年層において、民主主義の根幹である選挙の意義等の十分な理解が進むことが本法施行の前提ともなるべき重要な事柄であることに鑑み、主権者教育及び若者の政治参加意識の促進に向けた諸施策を速やかに実施するとともに、その一層の充実を図ること。」

この決議から教育界では「主権者教育」の必要性についての論議が活発になった。文科省の「主権者教育の推進に関する検討チーム」は、主権者教育を「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるもの」としている。そもそも教育基本法の第1条には「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とある。「平和で民主的な国家及び社会」を形成するのは「主権者」である国民である。「主権者教育」は教育基本法の目的そのものであると言っても過言ではない。そのような教育は教育課程全体、そして、義務教育から取り組むべきものであると考えるが、きっかけが選挙権年齢を18歳以上に引き下げることであったため、教育実践は18歳が在学する高校で多く行われるようになった。その内容も「模擬選挙」のように「選挙」を題材とするものが多く、実施教科も「社会」、「公民」が大半である。

確かに社会や公民で得た知識や理解は重要である。選挙を含む国会の仕組みや憲法等の理解が無ければ主権者としての権利を行使することはできない。しかし、「主権者教育」は知識や理解のみで成立するわけではない。投票行動に結びつくためには、生活を改善しようとする一歩踏み出す関心や意欲、態度が極めて重要になってくると考える。その部分を教育課程上で担うことができるのが「道徳」であり、「特別活動」である。本論文では、小学校段階での「主権者教育」について「道徳科」での実践を通じて考察する。考える道徳・議論する道徳として子供たちの心を主権者として育てていく具体的な方策も含めて述べていきたい。

2 小学校における主権者教育

小学校では小学校学習指導要領第3章道徳が他の教科等に先行して平成27年3月に改訂され、特別の教科道徳として実施されることになった。ここでは、筆者自身が指導案を作成、授業実践をした「ぶらんこ復活」(わたしたちの道徳：文部科学省)をベースにして、発達段階を明らかにしながら小学校に於ける主権者教育の在り方について探っていく。

2.1 主権者教育で小学校の子供たちにつける力

主権者教育を狭義にとらえるとその目的は「選挙」で投票しに行く若者を育てるということになる。現在、その対象となる年齢の生徒を教育する高等学校で「模擬投票」などが行われているのはその現れである。しかし、実際の投票行動に至るまでには「政治の重要性の認識」「投票の意義の理解」「生活改善意欲」「投票に至るまでの情報収集」等々、多くのステップがある。そのステップを踏んでいくためには次のような力が必要になる。

1 自ら課題意識を持ち、課題解決に必要な情報を集める力

現状をどうとらえるかが主権を行使する際のスタートになる。現状のとらえ方によって、その後の行動は変わってくる。現状に課題を感じなければ行動に至ることはない。現状をクリティカルに見て、課題意識をもつことから主権者教育は始まる。そして、次には必要な情報を集める情報収集能力が必要となる。

2 多面的・多角的に判断し、自分の考えをもつ力

集めた情報に先入観をもったり、ステレオタイプ的に見たりするのではなく、メリット、デメリット双方を見極めて判断し、自分の意見を持つことが必要となる。

3 自分の考えについて説得力をもって説明する力

いかに優れた意見を持っても、その意見を説得力をもって説明できなければ自分の考えを実現することができない。相手を納得させるだけの論理性が必要である。

4 自分の考えを実現する為に行動する力

自分の「考え」が実現できるかどうかは別として、「考え」を表明し、実現する為に行動するところまでが主権者教育として必要である。

2.2 発達段階に応じた主権者教育

その要素について発達段階に応じて学ぶ「主権者教育」がなければ、投票という主権の行使に結びつくことはない。そこに、初等教育における「主権者教育」の必要性がある。

小学校卒業時は12才の子供たちであるので、投票までには中学校、高校6年間がある。その期間と同じ6年間ある小学校教育課程で、低学年、中学年、高学年、それぞれの段階に応じた主権者教育が必要になる。

先に述べた力を付ける為には段階的な指導が必要となる。その際考えなくてはならないのは子供たちにとっての「社会」である。実際に生活し、認識している社会は発達により変化している。子供たちが所属し、意識している「社会」がどこにあるのかを先ずは見極めたい。自己中心的な発達段階にいる低学年は「自分にとって」必要な狭い枠内での生活改善には取り組むことができるが、学級単位での生活改善はまだ難しい段階である。中学年以上になると友達も含めた広がった社会で「自分たちにとって」必要な生活改善に取り組むことができるようになってくる。

〈低学年〉

感情と理性が未分化の段階にある1・2年生においての「社会」は身近な限られたものになる。家庭という初めて子供が属する社会から離れ、大半の子供は幼稚園、保育園という社会を経験する。そして、小学校に入学して「学級」という比較的大きな社会に移行する時期である。

〈中学年〉

ギャングエイジとも称されるこの年代は、集団意識も高まってくる。近年、群れて遊ぶことが少なくなった言われているが少人数での話し合いや活動はかなり活発に行う年代である。少人数のグループから学級全体まで、子供たちにとっての社会が大きくなっていく時期である。

〈高学年〉

この年代では先生の指導に頼ることなく、自主的に活動できるようになってくる。児童会活動も活発になり、子供たちは学級のみならず、学校全体を意識した活動もするようになってくる。かなりのレベルまで自治的な活動ができる時期である。

2.3 小学校教育課程における主権者教育

小学校の時間割には「主権者教育」という時間は無く、特定の教科等として位置付けられていない。つまり、どこかの教科等で実施するしか「主権者教育」を実践する方法は無い。

2.3.1 教科等の特性に応じた主権者教育

現在の教育課程においても「主権者教育」のねらいや内容と合致するものはある。主権者としての基礎的な知識理解を担う「社会」、現状を改善しようとする子供たちの意欲や態度に関わる「道徳」。そして、その意欲や態度を実践する「特別活動」。この3つの教科、領域は「主権者教育」として教育課程に位置付けることができる。その他の教科等でも広義の「主権者教育」としてとらえることはできるが、この3教科等についてはそのねらいや内容そのものが「主権者教育」として実践できるものである。

【社会科6年目標】

(2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。

【特別活動】

「学級活動目標」

学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

「児童会活動目標」

児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

【道徳科の目標】

第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
(小学校学習指導要領より)

2.3.2 主権者教育に必要な知識理解を担う社会科

「主権者」として必要な知識については、6年生の社会科で学習する。その目標は下の通りである。

我が国の政治の動きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基いていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の動きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

(小学区学習指導要領より)

上記の目標に基づいて、東京書籍の「新しい社会6下」では「子育て支援の願いを実現する政治」という単元で地方公共団体の政治について説明し、「震災復興の願いを実現する政治」「国の政治の仕組み」「私たちのくらしと日本国憲法」という単元で国の政治について説明している。

ちなみに、中学校では小学校社会科の目標を受けて次のような目標で授業を行っている。

- (1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。
- (2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。
(中学校学習指導要領より)

自由と責任等民主主義に関する理解、社会の諸問題にも目を向けさせる等、「主権者」としてかなり突っ込んだところまで学ぶ教育課程となっている。

2.3.3 「主権者教育」に必要な意欲・技能を高める道徳・特別活動

主権者としての知識として社会科で学ぶ内容は必須である。しかし、主権者教育で必要なのはもちろん知識理解だけではない。主権者として自分の生活環境を改善しようとする意欲と一歩を踏み出すための技能が必要となる。その意欲を高め、技能を高めるためには「道徳科」と「特別活動」が重要な学びの場となる。

また、小学校での大半の学習活動は「学級」という単位で行われる。この「学級」が子供たちの生活の場である。「主権者」として世の中で生きていく子供たちにとっての「社会」が「学級」なのである。小山香弁護士（埼玉弁護士会人権のための法教育委員会委員長）は「学級」を小さな社会ととらえ、次のように語っている。

「学級という小さな市民社会でトラブルを解決するということは、次のように法的に位置付けることができる。人間二人以上存在すると社会ができる。学級は子供たちが一日の大半を過ごすひとつの小さな社会である。子供たちは未成熟であるとしても教師等の助言と指導を得ながら、市民社会の小さな主体としてそれなりの「自由」・「平等」・「独立」の当事者である。それぞれが主人公として、また、他者と共に生きる社会なのである。従って、小さな市民社会といってもよい。この小さな社会にも人権の侵害、トラブルの発生、さらには子供と小さな社会の規範との対立もあるだろう。これらは小さな社会の生理現象であり、小さな市民社会にも法の支配、法の創造（形成）の端緒が存在するのである。」

このような「学級」という場で、子供たちは実践的に「主権者」としての基礎を学んでいくのである。子供たちはこの世に生まれて「家族」という単位の社会で生き、幼稚園や保育園では小学校より少ない人数の「組」で生活し、小学校に入ると「学級」という単位で生活するようになる。そして、小学校でも高学年になるとその場は「学級」という小さな社会だけではなく、「児童会」という学校全体の児童組織も出てくるのである。子供たちの社会は発達段階により、徐々に範囲を広げ、最終的には「社会」に出て主権者として様々な権利を行使していくことになる。他の教科等と同様に「主権者教育」においても小学生の発達段階に応じた対応が必要になる理由はここにある。

3 特別の教科道徳における主権者教育

特別の教科道徳の内容項目に 3主として集団や社会との関わりに関することの中には「規則の尊重」と「よりよい学校生活、集団生活の充実」がある。この2項目は道徳における「主権者教育」の要となる。

社会を構成する一人ひとりが互いに幸せに生活する為には「ルール」が必要となってくる。そのルールの意味を考えながら積極的に守ろうとする態度を育てることは「主権者教育」として重要な要素であると考えられる。

下の資料1にあるように、中学年の「規則の尊重」には「(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。」があり、高学年には「(16) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。」がある。特別の教科となる前の内容項目では「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。」(中学年)、「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にし進んで義

務を果たす。」となっており、公德心をもつためのルールであったり、公德心を元に規範意識を醸成したりすることが道徳の内容となっていた。しかし、特別の教科道徳では「法やきまりの意義」を理解した上でそれらを守ろうとする道徳性の育成になっている。これは、「法やきまり」を存在意義から考えるという法教育としての意味をももち、「道徳」で扱う法や決まりのとらえ方の大きな転換であるといえよう。

〈資料1〉特別の教科道徳の内容項目 3主として集団や社会との関わりに関すること「よりよい学校生活、集団生活の充実」

キーワード	対象学年	現学習指導要領（特別の教科道徳）	前学習指導要領
規則の尊重	中学年 (11)	約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。
	高学年 (12)	法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと。	公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。
よりよい学校生活、集団生活の充実	中学年 (15)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合っ楽しい学級や学校をつくること。	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合っ楽しい学級をつくる。
	高学年 (16)	先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合っよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。	先生や学校の人々への敬愛を深め、みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。

3.1 考える道徳・議論する道徳

これまでの道徳は物語の主人公の心情を追う展開が多く、子供たちが自分の問題ととらえにくいという指摘があった。その課題に対して「考える道徳・議論する道徳」への転換が特別の教科道徳ではなされたのである。主人公の心情を追う授業であっても「考える」ことはしていたはずである。ここでいう「考える」は「人事でなく自分の問題として考える」ことである。子供たちの道徳的実践力につながる「考える」でなければならないのである。その為に必要なのは「リアリティー」である。子供たちが人事でなく「自分事」で考える為にはどこか遠いところの話や昔話ではなく、自分に関わる問題であると考えられる教材が有効である。



〈写真1〉実際に行われたぶらんこ復活式 H18.3.3

ここで扱う「ぶらんこ復活」はさいたま市の公立小学校で実際にあった出来事をもとに書かれた話である。

3.2 「ぶらんこ復活」による主権者教育実践

特別の教科道徳を実施する際に使用する検定教科書はまだ採択に至っていないため、教科書が発行されるまでの間に先行実施する場合は文部科学省の著作である道徳教育用教材「私たちの道徳」を使用することになっている。その「わたしたちの道徳」3・4年生版に掲載されている資料「ブランコ復活」を使った実践を以下に記す。

〈資料〉「ぶらんこ復活」(わたしたちの道徳 小学校3・4年：文部科学省)

「ぶらんこ復活」

恵さんの学校では、ぶらんこでけがをする人が多く、先月から使用禁止になってしまいました。ぶらんこ遊びが大好きな恵さんは、遊べなくなってしまったのでとてもこまりました。

「校長先生、また、ぶらんこで遊びたいです。」

恵さんは、思い切って校長先生にお願いしてみました。

校長先生はぶらんこの周りにさくを作りましたが、まだ、心配です。校長先生は、こう言いました。

「ぶらんこを復活させるには、けががないように使うためのルールが必要です。みんなも一緒に考えてくれませんか。」

そこで児童会の代表委員にも、どうすれば、けがをしないで使えるかを考えてもらうことにしました。

代表委員は、ぶらんこを復活させるために話し合いました。

「待っているときは、さくの外にしようね。」
 「こみ合う休み時間は、低学年の人が先に使えるようにしようよ。」
 「ぶらんこをしている人がおりてから、次の人がさくの中に入るようにしよう」

今では、みんながきまりを守り、楽しく安全にぶらんこで遊んでいます。

この資料を使って授業をすると、「ルールの作り方」に目が行き、どのような基準でルールを作るのか。また、その際配慮すべきことは何かということが中心となる。しかし、この教材を水谷亞弓弁護士（注4）は次のように読んだのである。

〈水谷弁護士の読み方〉

- ア 怪我が多いからと一方的にブランコで遊ぶ権利はく奪
 大けがが起こる可能性が高いと校長が判断し、使用を禁止した。その結果は児童にとっては遊ぶ権利の剥奪となった。
- イ ここで普通の小学生は「学校が決めたことだから」と諦める。
 ここでは、人事では無く「自分の問題」としてとらえさせる。
- ウ 主人公の子は諦めずに自分のやりたいことを主張する
 自分でできることは何なのかを考え、行動に移す。
 ◎ここは子供たちに考えさせたい。自分たちの生活をよりよくする為に、意見を表明するなど、何らかの行動を起こすことは重要。児童憲章や文部科学省通知を見てもブランコ復活について校長先生にお願いするという低学児童の行動は評価すべきであろう。
- エ また遊ぶには、問題点をクリアしなければならない
 安易に頼めばよいというものではないことに気付かせる。
- オ どうすればよいか話し合っ決めて
 みんなでどのような解決方法があるのか考える
 →そのためには、資料全文を読むのではなく、前半と後半に分けて読む必要がある。
- カ 「児童会」が解決策を学校側に提示
 →◎「きまりをみんなでづくり、みんなで守る」という特別活動の「社会性」育成を生かした「社会のきまりを守ろう」の学習になるのではないか。

水谷弁護士のようにこの教材を読むと主権者教育としてのねらいが2つ見えてくる。1つは自分の生活環境改善の為に「行動」すること（学校をぶらんこで遊ぶことのできる環境にしたいという願いを行動に移した恵さんの行動）である。2つ目は、校長からのルール作りの依頼に真剣に応え、高学年である自らの自由を制限するという自分たちに不利なルールをあえて作った子供たちの「判断」である。

3.3 生活改善のための行動

主人公の恵さんたちの学校生活は「授業」と「授業外の活動」で成り立っている。授業外の活動とは「掃除」「給食」等、様々な活動があるが、中でも休み時間は子供たちにとって楽しい時間であり、「楽しい学校生活」を構成する重要な要素である。そんな休み時間の楽しみである「ぶらんこ」が禁止になるということは大きな問題である。恵さんは、自分たちが楽しく学校生活を送る為には「ぶらんこ」が必要であると考えて、校長に直訴するという行動に出たのである。これは、2.1に挙げた「主権者教育で小学校の子供たちにつける力」の「1 自ら課題意識を持ち、課題解決に必要な情報を集める力」と「4 自分の考えを実現する為に行動する力」をこの学年の子供なりに発揮したとみることができる。

3.4 公平性を考えて作ったルール

ぶらんこの乗り方についてのルールを作った代表委員会の子供たちは校長からの委嘱に対して真剣に考え討議してルールを作った。ルールを委嘱した際に子供たちに伝えた条件は「安全」「全児童が楽しく遊ぶことができる」の2点であった。子供たちは「全児童が楽しくあそぶことができる」ために、一番時間が長い「休み時間」を低学年優先としたのである。1年生から6年生までと体力も理解力も大きく異なる年齢差のある子供が存在する小学校では、低学年と高学年の児童の学校における役割が違う。異年齢集団での活動において、高学年の子供たちはリーダーシップを発揮し、低・中学年の子供たちはフォロワーシップを発揮する。お互いの立場を尊重し、その関係が機能している学校の教育力は高い。

低学年優先を決めるまでには、曜日や時間帯によって対象学年を変える等の議論もされたはずである。そうすれば各学年がぶらんこで遊ぶ時間は均一となり平等となる。しかし、子供たちはその方法をとらず、高学年である代表委員自らが不利となる「低学年優先」を選んだのである。

3.5 自分たちで作ったルールを守り、楽しい学校生活を送った子供たち

この教材は「今では、みんながきまりを守り、楽しく安全にぶらんこで遊んでいます。」という文言で終わっている。昨年、実際にこの学校を訪ねたところ、そのルールは歴然と生きており、大きな事故なく子供たちはぶらんこで楽しく遊んでいた。ぶらんこの前にいた3名の6年生になぜ、ぶらんこの前にいるのか尋ねたら「このぶらんこは休み時間は低学年が優先。だから私たちは待っているの。」とのことであった。ぶらんこは高学年にもいまだに人気がある。このルールができたのは10年前である。6年生の児童がその時の状況を知るよしもない。しかし、その間、ルールを守り、無事故を続けてきたという事実はルールの意義を考える上で大きなヒントとなる。

4 授業実践

前述したように上記の考え方にに基づき、同じ教材を使用して3学年(さいたま市立仲町小学校)と5学年(さいたま市立栄和小学校)で授業を実施した。両方の授業に共通して「恵さんの行動」と「児童会のきまりづくり」に焦点を当てた。ただし、発達段階を考慮して3年生に対しては「恵さんの行動」を中心に、高学年には「児童会の決まりづくり」を中心に授業を構成した。実践は筆者と担任のティームティーチングで行った。

4.1 「ぶらんこ復活」授業実践1(さいたま市立仲町小学校3年生)

上記の考えに基づき授業実践を行った。3年生においては「恵さん」の心情から考え、行動に着目した授業を行った。水谷弁護士が指摘するように「ぶらんこで遊ぶ権利を剥奪された」恵さんが、諦めずに自分のやりたいことを主張したところに重点を置いた実践である。

第3学年1組 道徳学習指導案 平成28年3月16日(火)第5校時 指導者 森 真理子 今村 信哉

- | | | | |
|-----|---------|--|---|
| 1 | 主題名 | 社会のきまりを守って | C-(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること
(15) 先生や学校人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校つくること。 |
| 2 | 資料名 | 「ブランコ復活」(私たちの道徳) | |
| 3 | 主題設定の理由 | | |
| (1) | ねらいと内容 | 社会にはルールがあり、そのルールを破ると社会生活は破綻する。本授業では、そのルールの意義、そして、きまりを守って生活することの重要性を理解させたい。 | |

ルールは重要なものではあるが、子供たちは今あるルールについて、そのルールの必要性やルールができた背景を知らずに、ルールの存在のみを意識している場合が少なくない。そのような状況で単にルールを守ることの重要性を理解させようとすれば、ルールに対して消極的に対応する、もしくは反発する可能性がある。ルールのできる背景や必要性を理解し、その意義を考えることができれば、ルールを遵守する必然性を理解することができると思う。

そもそもルールというのは、自他共に幸福な生活を送る為に必要なものである。必要なルールは作る必要があり、実態に合わなくなったルールは無くすか、変更しなくてはならない。本授業では、単に約束やきまりを守ることをねらいにするのではなく、自分達の生活をよりよくしより楽しくする為に改善策を考え、実行し、その中で、必要に応じて自分達でルールを作り、守ることの大切さを理解させたい。

(2) 児童の実態

本学級の児童は、自由な発想をする子供が多い。そのような自由な発想の中で、自分のことにだけ目を向けがちな児童もいるが、自分だけで無く、他の人のことも考えて判断し、行動する児童が増えてきている。

本校にはブランコはない。又、近隣の公園にもブランコが設置されていないところが多く、日常的にブランコで遊ぶと言う児童は少ない。しかし、ブランコの経験は36名全員がしており、ブランコでの遊びが好きな児童が30名、嫌いな児童が6名となっている。又、ブランコで怪我をした児童も16名いる。

このような実態から、本学級の児童はブランコの楽しさや併せ持つ危険性は体験的に理解していると考えられる。

(3) 資料の生かし方と指導

本資料の構成とその意味は次のようになっている。

	話の流れ	法教育としての観点
①	学校は怪我が多いという理由で、ブランコを撤去した。	安全確保という必然性はあるが、ブランコを撤去したことにより、結果的に子供たちは楽しく生活する為のツールを一つ失うことになった。
②	恵さんは諦めずに自分の生活をよりよくさせるために校長にお願いした。	「学校が決めたことだから」と諦めるのではなく、よりよい生活を送るために自分でできることは何かを考え、行った。
③	環境を整えるだけでは事故は減らないと考えた校長は児童自ら解決策を考えるよう呼びかけ、児童会がそれに応えた。	自分達の生活をよりよくする（皆が安全に楽しくブランコで遊ぶことができる）為に自分達（児童会）で必要なルールを考え、校長に提示した。
④	学校がこれを認め、ブランコは復活した。	自分達で作ったルールを、自分達で守り、安全を確保しながら楽しく遊んだ。

このような構成から子供たちは「約束や社会のきまりを主体的に守る」重要性を学んでいくことになる。その際、「法教育」「主権者教育」という観点から本資料を分析すると、次のようになる。

〈法教育から見た本教材の価値〉

法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育。」(法務省)とされている。本授業では、ルールを守るということを「ルールの意味や意義を知り、主体的にそのルールを守り、よりよい生活をつくり出すための行為」としてとらえ、子供たちにその価値を理解させたい。そのためには、単にルールを守ることがを強要するのではなく、必要に応じてルールを作り、又、変えていく必要があることを学ばせていきたい。

〈主権者教育から見た本教材の価値〉

現代に求められる新しい主権者像として、「国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者」が挙げられている。(「常時啓発事業のあり方等研究会」最終報告書(平成23年度):総務省)このような主権者を育てていくためには、本授業「社会のきまりを守る」という主題で、きまりの意味や意義を自ら考え、そして自分のやれることは何かを自ら判断し、そして行動するという価値付けが必要になってくる。

本授業には、主権者教育として、下に挙げる3つの要素が含まれている。

－主権者教育1－

よりよい社会を構築する為に、自分なりの行動をとることが主権者としては必要とされる。低学年の女の子は自分ができる方法として校長にその願いを伝えた。そして、その行為は校長を動かし、児童会を動かし、女の子が願っていたブランコ復活につながったのである。その女の子の行った行動は、低学年の児童として、よりよい学校生活(休み時間にみんなが安全に楽しく遊ぶことができる)実現に寄与したことになる。

－主権者教育2－

自分だけのためのよい状況をつくりだすために行動に移すことは、主権者としてふさわしくない。自分にもよく、人にもよい社会の実現を目指す主権者教育として、低学年に配慮した「きまり」、みんなが楽しく遊ぶことができる「きまり」をつくることを学ぶ意義は大きい。

－主権者教育3－

よりよい状況を継続させるためには、作ったルールを確実に守る必要がある。ルールを守らなければ、怪我が増え、安全のためブランコが使えなくなってしまう可能性が高い。自分たちで獲得したブランコ復活を継続させるためにもルールを守る必要性について理解させたい。

4 本時のねらい

○約束や社会のきまりを守り、公德心をもとうとする態度を養う。
 (法教育・主権者教育としてのねらい)
 よりよい社会を求めて、よりよい生活を求めて、自分たちでできることを考え、進んで行おうとする態度を養う。
 (・校長先生にお願いをする。 ・自分たちでルールを考え、つくる ・ルールを守る。)

5 本時の展開

○主権者教育の視点 よりよい社会を求めて、自分たちでできることを自分から進んで行く。
 (・校長先生にお願いをする。 ・自分たちでルールを考える。 ・ルールを守る。)

	学習活動・内容	○指導上の留意点 ☆評価
導入 7	1 ブランコ遊びの経験について出し合う。 ブランコで遊ぶことができなくなったら、どう思いますか。	○ブランコ遊びが禁止になったことに共感できるようにする。 ○児童の絵を提示して、ブランコ使用禁止の場面を考えさせるようにする。
展開 1 13	2 資料1を読む。 (1) 乗れなくなった時のめぐみさんの気持ちを考える。 ・好きなブランコに乗れなくて悲しい。 ・何とか乗れるようにしたい。 (2) 校長先生にお願いしためぐみさんも気持ちを考える。 ・勇気を出してお願いしよう。	○どうしてもブランコに乗りたい、思い切って校長先生にお願いしためぐみさんの気持ちを考えさせる。 ○めぐみさんにとって、ブランコが使えるようにするために自分で行うことは何かを考えたことを想起させる。 ○担任が恵さん役、今村が校長役のロールプレイをする。
展開 2 15	3 資料2を読む。 (1) 校長先生は何が心配なのかを考える。 (2) けがをした理由を話し合う。 ・割り込み ・動いているブランコにちかづく。 (3) どんなきまりが必要かを考え、ワークシートに書く。 (4) ワークシートを基に、話し合う。	○柵だけでは、危険を回避できないことを考えさせ、きまりに結びつけるようにする。 ○危険な行為があったことを想起させる。 ○怪我の原因から、ブランコ遊びのきまりを考えるようにする。
展開 3 10	4 資料3を読む。 ○このきまりについて考える。 ・みんなが安全に使えるようなきまり ・低学年のことを考えたきまり	○みんなのために自分たちできまりをつくったことを捉えさせる。 ○みんなにとって、安心して安全に乗れるようなきまりであることをおさえる。
まとめ 5	5 実話であることを知る。 ○今も楽しくブランコが乗っているそうです。どうしてだと思いますか。 6 学習した感想を書く	○めぐみさんのような、自分にとってもみんなにとっても良いと思ったことを行動した子がいたこと、子供たちに考えさせてブランコが使えるようにした校長先生がいたことを捉えさせる。

資料分析等協力 埼玉弁護士会 人権と法教育委員会委員 水谷亞弓弁護士・宮崎裕悟弁護士

〈この授業を受けた子供たちの感想〉(35名：複数回答あり)

種別	感想	人数
ルール	ルールをつくり、守ることの大切さ	14
	ルールの意義	4
恵さんの勇気	校長に自分の気持ちを伝えた恵さんの行為、勇気	13
	恵さんの気持ちが校長に伝わった	4
	自分でどうにかしようと思った気持ち	1
協力	皆で解決法を考えた	1
	子供と保護者が協力して成し遂げた	1
実践意欲	自分たちもこれから安全に遊びたい	3
	自分の学校でこんなことになったら恵さんのように解決策を考える。	1
	小さい子には譲りたい	0
その他	校長が優しい	2
	ブランコが復活できてよかった	2

授業の感想で「ルールをつくり、守ることの大切さ」と記述した児童とほぼ同数の児童が「校長に自分の気持ちを伝えた恵さんの行為や勇気」を挙げた。ルール作りのきっかけに過ぎなかった恵さんの行動に水谷亞弓弁護士の指摘により授業で焦点を当てた結果、3年生としての主権者教育として意味をもった。「恵さ

んの気持ちが校長に伝わった。」と記述している児童が複数人いるが、考え、議論する特別の教科道徳として、ロールプレイも含めた問題解決型の授業を実施した結果である。恵さんに対して自我関与し、その行動の価値を評価する児童が多かったのである。また、その学習により一歩踏み出す勇気の大切さについても理解することができたと考えている。

主権者として必要な力を「自らの問題意識に基づき、問題解決に必要な情報を集めて判断し、他者と連携してその問題解決の為に行動する力」とした。校長による一方的な遊ぶ権利の剥奪により（水谷弁護士の分析を借りれば）問題意識をもたざるを得なかった恵さんは、低学年としての知識を総動員して、問題解決の為に「校長に直接訴える」という連携の方法がよいと判断した。そして、高いハードルを乗り越え、校長という権威者に訴えるという行動に出たのである。正に主権者として必要な力を「問題意識をもってから行動に至るまで」の各段階で発揮したことになる。

主権者として基礎的な力を付ける3年生では、主権者として問題解決の為に「第一歩を踏み出す大切さ」を道徳という心の教育で体験的に理解させることは重要であると考ええる。

4.2 「ぶらんこ復活」授業実践2（さいたま市立栄和小学校5年生）

ここでは、ねらいの中心を高学年の内容項目C 規則の尊重「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと」におき、同じ教材で実施した。学校の代表として様々な役割を果たさなくてはならない最高学年となる前に、主体的に自分たちの生活をよりよくする姿勢をもってもらいたいという願いで設定された授業である。

ここでは学習指導要領の文言に合わせ「ルール」ではなく「きまり」という言葉で統一した。

第5学年2組 道徳科学習指導案 平成28年11月17日（木）第5校時 授業者 遠藤 裕希 今村 信哉

1 主題名 きまりは何のために C 規則の尊重

2 資料名 「ぶらんこ復活」（出典：文部科学省「私たちの道徳」小学校3・4年）

3 主題設定の理由（指導観）

(1) ねらいとする道徳的価値について

本主題は、高学年の内容項目C 規則の尊重「法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たすこと」をねらいとしている。児童が成長することは、同時に所属する集団や社会を構成する一員として集団や社会の様々な規範を身に付けていくことでもある。そのためにも、約束や法、きまりを進んで守ることができるようにすることは大切なことである。高学年の児童は、きまりは自分たちを拘束するものとして反発したり、自分の権利は強く主張する一方で、自分の果たさなければならない義務をなおざりにしたりすることも多くなっていく。なぜ社会には法やきまりがあるのか考えることを通して、それらが、個人や集団が安全にかつ安心して生活できるようにするためにあることを理解し、それらを進んで守り、自分の権利と同様に他の人の権利も尊重しながら、学校生活をよくするために自分が何をすればよいのか、自分に何ができるのかを考えて行動する態度を育てていきたい。

(2) 児童の実態について

本学級の児童に関係深いきまりは、「栄和っ子の約束」やクラスで決めたきまりなどがある。高学年になり、あいさつ、時間を守る、廊下歩行などのきまりについては、毎月の生徒指導部によるアンケート調査の結果を見ても、子供たちが意欲的に守ろうとしている態度が伺えるようになってきた。これは、毎月の生活目標を守るように教師から声かけがあることや、児童会がキャンペーンを実施してきまりを守ることを呼びかけていることなどが関係していると考えられる。ただ、それはきまりのよさや必要性を感じて自ら守るという姿より、他律的なものである。今回の授業を通し、きまりのできた経緯や意義を深く考えることによって、きまりを進んで守ることのよさを感じさせ、自らが主体となって考え、学校生活をよくするために行動する態度を育てたい。

(3) 教材について

本教材「ぶらんこ復活」は、文部科学省「わたしたちの道徳」3・4年に掲載されているものである。さいたま市に実在する小学校の高学年児童がぶらんこ使用のきまりを作る話が基になっていることから、本学級児童が身近に感じることができ、親しみやすい教材であると考えられる。

また、子供が作ったきまりが10年間守り続けられ、安全に楽しくぶらんこが使われている蓮沼小の事例を知ることで、きまりがあることのよさや、主体的に行動することのよさについて自らの考えを深めるのに適している。

今回の授業では、自分たちできまりを作る活動を通して、きまりの意義について理解を深めたい。そして、きまりは押し付けられて守るものではなく、進んで守ることによさがあるものであると気付かせたい。

- 4 ねらい きまりを作るときにこめられた思いを考えるを通して、きまりの意義について理解し、進んでそれを守る態度を育てる。
- 5 本時の展開

	学習活動 (発問と予想される子供の反応)	●指導上の留意点と☆評価	
		T1	T2
導入 3分	<p>○きまりについて、事前アンケートから子供たちの考えを共有する。 「きまりは…」 ・守らなくてはいけないもの。 ・守らないとみんなが困る。 ・大切。</p> <p>○きまりについてどう考えているか、事前アンケートのデータを用いてそれぞれの実態について考える。</p> <p>1 守ろうと思っているのに、守れないときもあるようですね。それはどんなときでしょうか。(T1) ・自分が急いでいるときは廊下を走ってしまう。 ・登校する時に友達と話したくて並んで歩いてしまう。</p> <p>○本時のねらいを知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">きまりは何のためにつくられたのか考えよう</div>	<p>・今村先生の紹介をする。</p> <p>●公園の約束看板や「栄和っ子の約束」等具体的な例を挙げ、普段の自分たちのきまりに対する考えを振り返らせる。</p> <p>・今村先生がぶらんこ復活の話に詳しい方で、今回一緒に学習することを知らせる。</p>	<p>●“きまりを守ろう”という思いがあることは初めに確認し、その上で各自のきまりに対する考えを引き出す。</p>
展開 前段 8分	<p>○資料の概要を知る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto;"> <p>登場人物 恵さん(小学2年生) 校長先生 児童会の子供たち 条件・状況 この話はさいたま市の蓮沼小という学校の話である。 恵さんの学校では、ぶらんこ遊びが禁止になってしまう。 もう一度遊びたいと校長先生にお願いをする。 校長先生は心配なことがあって禁止をしている。</p> </div> <p>○資料「ぶらんこ復活」の読み聞かせを聞く。</p> <p>○スタートの状況を確認する。</p> <p>1 自分が校長先生と一緒に考えてほしいとお願いされたら、あなたは何を大切に、どんなきまりをつくりませんか。(T1)</p> <p>○ワークシートに個人で書いて考える。</p>	<p>・板書をする。</p> <p>●恵さんの思いと、校長先生の思いを整理して板書する。</p> <p>●「学校の代表」としての立場や、「全校児童」が対象であるということをおさえる。</p> <p>●自分の考えをもつ時間を確保する。</p> <p>☆課題を自分ごととしてとえ、深く考えようとしている。 (道徳的心情) 発言・記述</p> <p>●友達の意見と比べながら話し合えるよう声がけをする。</p> <p>●なぜそのきまりが必要だと思ったのか、理由をしっかりと話をさせる。</p> <p>●資料に載っている3つのきまりのうち、2つは安全性を考えてつくられたものであることを確かめ、1つはそうでないことに気付かせる。</p> <p>●安全性ではない意義について考えさせる。</p>	<p>・条件・状況をおさえる。</p> <p>・資料を読む。</p> <p>●最後の文は読まずに、その前まで読む。</p> <p>●どうして禁止という決断をしたのか、この話を知る第三者としての立場からこの時の校長先生の気持ちを客観的に詳しく話す。</p> <p>●机間をまわり、どんな意見が出ているか見ておく。</p> <p>●子供たちの意見を短冊に書き、動かせるようにしておく。</p> <p>●子供たちが作ったきまりと蓮沼小のきまりを比較しながら、グループ分けをする。</p> <p>●きまりの意義である“公平性”に気付かせる。</p>
8分	<p>○3人組で意見交流をする。</p> <p>○全体で話し合い、意見を共有する。</p> <p>○蓮沼小学校で決まったきまりを見て、きまりの持つ意味を考える。</p> <p>2 なぜ蓮沼小の子供たちはこのようなきまりを考えたのでしょうか。(T1) ・柵の外にしようというのはケガをしないようにだね。 ・安全にできるように考えたのだと思う。 ・低学年が先についているのはなんでかな。</p>	<p>●自分の考えをもつ時間を確保する。</p> <p>☆課題を自分ごととしてとえ、深く考えようとしている。 (道徳的心情) 発言・記述</p> <p>●友達の意見と比べながら話し合えるよう声がけをする。</p> <p>●なぜそのきまりが必要だと思ったのか、理由をしっかりと話をさせる。</p> <p>●資料に載っている3つのきまりのうち、2つは安全性を考えてつくられたものであることを確かめ、1つはそうでないことに気付かせる。</p> <p>●安全性ではない意義について考えさせる。</p>	<p>●最後の文は読まずに、その前まで読む。</p> <p>●どうして禁止という決断をしたのか、この話を知る第三者としての立場からこの時の校長先生の気持ちを客観的に詳しく話す。</p> <p>●机間をまわり、どんな意見が出ているか見ておく。</p> <p>●子供たちの意見を短冊に書き、動かせるようにしておく。</p> <p>●子供たちが作ったきまりと蓮沼小のきまりを比較しながら、グループ分けをする。</p> <p>●きまりの意義である“公平性”に気付かせる。</p>

15分	<p>補 低学年を先にしてあげるのって平等なきまりだということができるでしょうか。(T1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんな同じじゃないから平等ではない。 ・高学年は今までたくさん遊んだから、譲ってあげるのが平等。 ・平等かはわからないけど、低学年は高学年のように待つことができないから、譲ってあげるのはいいと思う。 <p>○話し合いを振り返り、改めてきまりは何のためにあるのかをワークシート（質問文1）に書く。</p> <p>3 ここまで話し合いをしてきて、みんながきまりをつくる時にどんなことを大切にしたいかも聞くことができました。ではここで、話し合いのことを踏まえて、もう一度きまりは何のためにあるのか考えて書いてみましょう。（質問文2）</p> <p>○全体で考えを共有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●子供たちが自分の言葉で書けるように、黒板にある子供たちの意見にふれてから書かせる。 ●最初のイメージと比べさせる。 ●きまりが何のためにあるのか考えたことを踏まえて、今までの自分、これからの自分についても考えられるようにする。 	
展開後段 8分			
終末 3分	<p>4 蓮沼小学校のきまりができたあとの話を聞く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●10年間もきまりが守られ続けていることに着目させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●きまりがつくられた当時の子供たちはもういないのにきまりが守られていることを伝える。

質問文1 「話し合いを振り返り、もう一度きまりはどんなものか考えよう。」(32名：複数回答あり)

種別	感想	人数
決まりとは何か	守ることで安全に楽しく過ごすことができるもの	24
	守らなければならないもの	2
	平等にする	5
	大切なもの	2
自分にとってのきまり	守らなくてもいいが責任を伴う	1
	守らないとできることが少なくなったり、できなかつたりする。	1
	自分のためになる	1
	いいことにつながる	1
	人のことを考えるもの	2
皆にとってのきまり	皆が守るもの	1
	皆が一人一人を意識する	1
	皆が不愉快にならない	1

質問文2 「学習を振り返り、感じたこと・考えたことを書こう」(32名：複数回答あり)

種別	感想	人数
きまり	きまりを自分たちでつくり、守ることの大切さ	25
	・きまりの効果（10年も無事故が続いた）	12
	・きまりを守る大切さ、理由の理解	9
	・きまりを自分たちで作る意義	3
	きまりの意義	1
恵さんの勇気	校長に自分の気持ちを伝えた恵さんの行為、勇気	0
	恵さんの気持ちが校長に伝わった	0
	自分でどうにかしようと思った気持ち	1
協力	皆で解決法を考えた	0
	子供と保護者が協力して成し遂げた	0
実践意欲	自分たちもこれから安全に遊びたい	11
	自分の学校でこんなことになったら恵さんのように解決策を考える。	1
	小さい子には譲りたい	4
その他	校長が優しい	0
	ブランコが復活できてよかった	0

記述をみると「きまりを自分たちでつくり、守ることの大切さ」を挙げている児童が多かった。きまりを守ることで10年間も無事故(資料には記述されていないが補説した)であったという事実を受けとめた結果このように考えたのであろう。

また、3年生での実践では恵さんの「勇気」に共感する児童が多かったが、今回授業を実施した5年生は、恵さんの行為を「勇気」と見るのではなく自分のやりたいことを実現し、継続させる為に「必要な行為」であるという見方をした。低学年の恵さんが校長先生に「お願い」に行ったこと。高学年である代表委員がブランコ復活の実現のために「きまり」を作ったこと。この2つの行為は「ブランコ復活」の為の行為としては同等であるにとらえたのである。これは「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるもの」(「主権者教育の推進に関する検討チーム」;文科省より)とした主権者教育の定義から見ても重要な学びとなっていると考えられる。自分たちの一日の大半を過ごす学校生活の向上の為に「校長と連携を取る」ために勇気を持って行動し、課題となっていたブランコ復活に結びつけたのである。そして、多くの子供たちはきまりについては『守ることで安全に楽しく過ごすことができるもの』と答え、「自分たちもこれから安全に遊びたい。」と言う記述をしている。これはこの話の最後に書かれている「今では、みんながきまりを守り、楽しく安全にぶらんこで遊んでいます。」から受けとめたものがあった。ルールは自分をしばるものではなく、充実した生活を継続させるために必要なことを学んだのである。

「きまりを作って守る」ことについては、授業で実際にきまりをつくるという展開としたため、問題解決に向けて努力した代表委員同様、多くの児童が自分事としてとらえて真剣にブランコを使う為のきまりを考えていた。

「安全」にブランコを使う為のきまりについては異論がでることは無かったが、「皆が楽しく」遊ぶためのきまりについては議論となった。そのきまりは「休み時間は低学年を優先とする」きまりである。一人の女の子は「高学年も低学年もブランコで遊びたいにもかかわらず低学年優先にするのは不平等。今だって低学年もブランコで遊んでいる」という意見をだしたのである。確かにぶらんこは高学年の児童にも人気がある。そのブランコに乗れないということに対しての異議は当然あってしかるべきである。その論に対し、「年上であるから我慢しなければいけない」「年下には優しくしなければならない」というこれまで子供たちが大人達から言われ続けてきた道徳観に基づく反論が出たが、彼女は納得しない。「優しくするのは分かるけれど、なぜ、我慢しなければならないのか。」という再度の反論に対して納得させるだけの論拠を持って意見を言える児童はなかなか出なかった。

この議論でこれまで当たり前前に大人達からいわれたいわゆる「常識的な道徳観」を別な角度から見直し、その理由を説明する難しさを子供たちは体感することができたのである。しかし、ある児童が「私たちはこれまで沢山ブランコに乗ってきたから低学年優先にしてもいいと思う。今の低学年の子たちが高学年になれば低学年優先になるんだから平等になるのでは」と発言したのである。この児童はこの議論を通じて、「今だって低学年はブランコを使うことができるではないか」という「機会の平等」に対して、ブランコに乗る機会を6年間というロングスパンで考えて「結果の平等」を論拠にしたのである。

この児童は「結果の平等」と「機会の平等」の違いについてこれまでに学んだことは無い。しかし、議論によってその違いに気づき、考え方を生み出し論拠としたのである。小学校高学年では代表委員等、学校全体の問題解決を図るところで活動する機会が増えてくる。そのような場で「自分たちの力で問題を解決する」体験を通して、自治的な活動をする為の能力を育てることは主権者教育として重要であると考えられる。

5. これからの「主体的に生きる子供たちを育てる主権者教育」

子供たちの力を育てる際に使われる「知育・徳育・体育」というカテゴリーがある。そして、これらのバランスが大切であるとされている。確かにこの3つのカテゴリーは人間として生きる為には欠かすことのできない要素である。しかし、「健全な精神が健全な肉体に宿る」という言葉に象徴されるようにそれぞれが相互に関連しているものでもある。道徳は、心の学びである。しかし、単に情に訴えた授業だけでは子供たちの心には響くことはないし、行動に結びつくことは少ない。問題解決の為の知的な思考を通して、あるいは活動を通して体験的に学ぶ事により道徳的实践力は高まると考える。

本研究では「ぶらんこ復活」という教材を使用して3年生と5年生で授業実践した。特にきまりをつくる活動を通してきまりの意義を考え、そして主権者としての意識を高めることを重視した高学年の授業については多くの学級で実践させていただいた。その上でできたのが本論文で示した授業である。今後、道徳の他の教材を使った実践、そして、心の教育では道徳と両輪をなす「特別活動」の実践により、小学校における主権者教育を更に深めていきたいと考えている。

主権者教育は中学、高校、と続き、その結果が主権者教育のきっかけとなった「投票行為」となる。しかし、主権者教育が単に投票行為を促すためのものであってはならないと考える。投票の前には現状分析があり、政党や候補者についての事前調査がある。そして、何より自分がどのような社会を望み、実現していきたいかというビジョンを一人一人がもつ必要があるだろう。主権者教育は人が社会人として生きていく為に必要な力を育てる生涯学習としても考えていく必要がある。

〈引用文献・参考文献〉

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について、中央教育審議会、2016、pp.9-13
- 尾高正浩・今村信哉、「法教育に関する実践研究」平成17年度教育課程及び指導の改善等に関する調査研究事業委嘱研究成果報告書、2006、pp.38-48
- 総務省・文部科学省、私たちが拓く日本の未来、2015、pp.30-78
- 天池恭子、選挙年齢の18歳以上への引き下げ、立法と調査 参議院事務局企画編集室、2015、pp.10-15
- 文部科学省、小学校学習指導要領解説特別の教科道徳編、2016
- 藤井剛、主権者教育のすすめ、清水書院、2016、pp.10-37
- 小山香、埼玉弁護士会の法教育“小さな白熱教室”、埼玉弁護士会会報、第79号、2011、pp.45-50
- 宮崎裕悟、「法教育について」2016
- 今村信哉、豊かな学校生活を築く特別活動—道徳的实践の観点から—、日本特別活動学会紀要、第18号、日本特別活動学会、2010、pp.1-6
- 今村信哉、学校生活の問題解決を図る法教育、法と教育、Vol.2、法と教育学会、2012、pp.17-24

〈協力〉

埼玉弁護士会

さいたま市立蓮沼小学校、さいたま市立仲町小学校、さいたま市立栄和小学校、さいたま市立島小学校

